

労使間の  
トラブルで  
悩んで  
いませんか。

ご存じですか？

# 労働委員会

## ～雇用のトラブル～ 「あっせん」で解決しませんか？

賃金  
未払い

配置転換

セクハラ

公益委員

賃金  
切下げ

労働者委員

使用者委員

職場での  
いじめ

労働条件

パワハラ

解雇

# 解決

労働問題の専門家で経験も豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聴いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

**公正中立、費用は無料、秘密は厳守** します。お気軽にご相談ください。

## 大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁舎本館3階

.....お問い合わせ・ご相談は、お気軽にどうぞ.....

相談ダイヤル 097-536-3650

FAX 097-506-1788 大分県労働委員会 検索



# 労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、“労働者と使用者との間のトラブルを解決するため”の専門的な都道府県の行政機関です。



無料

秘密厳守

で以下の業務を行っています。

## 労働相談

労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスをします。

例えば…

- 突然解雇された！
- 賃金を支払ってくれない。
- 就業規則を変更したい。
- 有給休暇のことで聞きたいことが…



アドバイス

解決

他の機関を利用

「あっせん制度」を利用

## あっせん制度

“個々の労働者と事業主との間”で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば…

- 解雇されたが納得がいかない。撤回してほしい。
- 雇止めをされたが、更新してほしい。
- 配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。



公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん委員が双方の主張を聞いて、「歩み寄りによる解決」をお手伝いします。

あっせん申請

事前聞き取り

あっせん

解決

打ち切り

取下げ



詳しくは労働委員会にお気軽にお問い合わせください

☎ 097-536-3650

相談時間 9:00~17:00 (月~金)